



※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書

(令和 2 年分)

(ふりがな)

(あきやま あたる ちゆうえんかい)

- 政治団体の名称 秋山あたる後援会
- 主たる事務所の所在地 千葉県市若葉区千城台北3-3-10-102
- 代表者の氏名 秋山陽
- 会計責任者の氏名 秋山和恵

問合せ先

(担当者)

秋山和恵

(電話)

090-7416-6396

(担当者)

(電話)

※問合せ先については、必ず連絡のとれる連絡先を記載してください。

国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)

第1号に係る国会議員関係政治団体

第2号に係る国会議員関係政治団体

・公職の候補者の氏名

・公職の種類

(該当する方に○→)

(現職 ・ 候補者)

・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

1年を通じて適用

対象年の途中での適用の異動あり

(「異動あり」の場合のみ以下を記入)

年 月 日 から

年 月 日

まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

政党の支部
 その他の政治団体
(後援会等)
 その他の政治団体
 の支部

政 党
 政治資金団体
政治資金規正法第18条の2
 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

無

有

(以下 指定「有」の場合のみ記載)

・公職の種類

(該当する方に○→)

市議会議員
 (現職) ・ 候補者)

・資金管理団体の届出を
 した者の氏名

秋山 陽

・資金管理団体の指定の期間

1年を通じて適用

対象年の途中での適用の異動あり

(「異動あり」の場合のみ以下を記入)

年 月 日 から

年 月 日

まで

(下欄は記載不要。選挙管理委員会が記載。)

団体コード	翌年への繰越金
392460	1,514,762

注意 (1) 上記のうち、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び会計責任者の氏名に記載する内容は、提出日現在で届出ている内容と一致してください。

(2) 上記のうち、政治団体の区分、活動区域の区分、国会議員関係政治団体の区分、資金管理団体の指定の有無に記載する内容は、前年12月31日現在の状況に従い記載してください。

(3) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。

(4) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

収支の状況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

1 収支の総括表

	十 億	百 万	千	円
(1) 収入総額 (①+②)				1,591,536
① (前年からの繰越額)				1,391,536
② (本年の収入額= [A] + [B] + [C] + [D] + [E] + [F] + [G])				200,000
(2) 支出総額 (表(その13-1)の合計額)				76,774
(3) 翌年への繰越額 ((1)-(2))				1,514,762

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十 億	百 万	千	円
金額 [A]				
員数				

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
	十 億	百 万	千	円	
(7) 個人からの寄附 〔うち特定寄附〕			200,000		内訳を表(その7-1)へ記載すること。
(4) 法人その他の団体からの寄附					
(7) 政治団体からの寄附					内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (7)+(4)+(7)			200,000		
〔寄附のうち寄附のあつせんによるもの〕					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附					
合 計 [B] (ア+イ)			200,000		

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人			
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十 千	百 万	千	円				
浅川 剛			200,000		2020.12.16	千葉市緑区上大和田町264	会社役員	
この頁の小計			200,000					
その他の寄附								
合計			200,000					

→ * 下記注意(1)参照。
 → * 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

- 注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
- (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
- (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に 特 と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経常経費				0					
	(1) 人件費				0					
	(2) 光熱水費				0					
	(3) 備品・消耗品費				76,774					
	(4) 事務所費				0					
	小 計 (1)~(4)				76,774					
2	政治活動費				0					
	(1) 組織活動費				0					
	(2) 選挙関係費				0					
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※				0					
	内 訳									
	ア 機関紙誌の発行事業費				0					
	イ 宣伝事業費				0					
	ウ 政治資金パーティー開催事業費				0					
	エ その他の事業費				0					
	(4) 調査研究費				0					
	(5) 寄附・交付金				0					
	(6) その他の経費				0					
	小 計 (1)~(6)				0					うち本部・支部間の交付金合計 円
	合 計				76,774					←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内書(その4)	政治活動費内書(その5)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体の後援等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出				76,774				
合計				76,774				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土地		✓	
イ 建物		✓	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		✓	
エ 取得の価額が100万円を超える動産		✓	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)		✓	
カ 金銭信託		✓	
キ 有価証券		✓	
ク 出資による権利		✓	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		✓	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		✓	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		✓	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		✓	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

領収書等の写し

政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 3 月 31 日

政治団体の名称

秋山あたる後援会

会計責任者の氏名

秋山和恵



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名

)

*解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要